

令和5年度第10回安塚区地域協議会次第

日時：令和6年1月23日（火）午後6時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 令和6年能登半島地震における対応等について

3 協議事項

- (1) 地域協議会活動報告会の開催について

4 その他

- (1) 次回開催 月 日（ ）午後 時 分から

5 閉 会

令和6年能登半島地震における対応等について

【被害状況】（1月22日（月）11時現在）

- 1 人的被害
 - 重傷 1件
 - 軽傷 5件
- 2 建物被害
 - 精査中
- 3 公共施設被害
 - 精査中
- 4 文教施設被害
 - 精査中
- 5 道路被害等

○市道被害：196件（ブロック塀の市道への崩落等の軽微な被害を含む）

○現在の国道、県道の交通規制継続箇所

	主な路線名（場所）	主な被害状況	規制の状況	今後の見通し
国道	国道8号 （茶屋ヶ原地先）	・法面崩落	・全面通行止め	・復旧見込み ・令和6年2月中旬 旬までに通行止 め解除となる見 込み（国の記者発 表資料参照）
県道	上越安塚柏崎線 （大島区板山地内）	・道路崩落	・全面通行止め	・復旧見込み 未定
市道	市道山中沢田線（安 塚区安塚地内）	・路面亀裂	・規制なし	・対応中
	市道中船上船線（安 塚区上船倉地内（中 船））	・路肩崩落	・規制なし ※非除雪路線	・対応中

6 農林水産被害

農業施設等：47 件

水産被害： 7 件

	主な施設等	主な被害状況	現在の状況
農業	農業水利施設（14 件）	・用水路沈下等	・経過観察中 ・融雪後、対応予定
	農地（5 件）	・農地法面崩落等	
	農作物（10 件）	・倉庫内で積み上げられた玄米袋等が倒壊など ・きのこの菌床落下	・JA 及び事業所により対応中
	農業用施設（15 件）	・カントリーエレベーターや倉庫等の天井や床、壁、柱、設備等の破損等	・JA 等により対応中
	農道（3 件）	・農道の路面亀裂等	・経過観察中 ・融雪後、対応予定
水産	名立漁港（1 件） 【県】	・荷捌き場吊り戸の破損	・市及び漁協により対応中
	有間川漁港（1 件） 【市】	・陸側棧橋ガイドローラーの破損	
	大潟漁港（2 件） 【市】	・作業小屋の破損 ・西側防波堤天板コンクリートの剥離及び進入路法面の崩壊	

7 ガス水道施設被害

- ・ガスの配管被害 37 件（ガス本管 0 件 宅地内供給管 37 件）
- ・水道の配管被害 102 件（水道本管 46 件 宅地内給水管 56 件）
- ・水道の断水 4 か所（1 月 3 日までに復旧済み）

※ 被害箇所については対応済みであり、ガスの供給及び水道の給水に支障なし

8 下水道施設被害

場所	主な被害状況	現在の状況
五智 3 丁目他地内	・汚水管渠 L=1,260m (管路のたるみ、マンホール浮上 1 基)	・一部箇所は、仮設ポンプと仮配管による応急工事を実施中 ・公共土木施設災害復旧事業により本復旧工事を予定 (汚水処理に支障は出ていない)
下水道センター (藤野新田地内)	・最終沈殿池 5 池の掻寄機が破損	・9 日までに 2 池の修繕が完了 ・1 月中に 1 池の修繕を予定

場所	主な被害状況	現在の状況
		<ul style="list-style-type: none"> 破損が大きい2池は、公共土木施設災害復旧事業により本復旧工事を予定 (水処理に支障は出ていない)
安塚区安塚地内	<ul style="list-style-type: none"> マンホール上流側管口のずれ 	<ul style="list-style-type: none"> 点検、対応済み

9 港湾被害

場所	発災時の主な被害状況	現在の状況
直江津港	<ul style="list-style-type: none"> 荷捌き地の亀裂、噴砂（鉱産品岸壁、西2号岸壁など） 	<ul style="list-style-type: none"> 県で復旧予定
	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡汽船フェリーの可動橋手前の道路及び航送待機所路面の亀裂、陥没、噴砂 	<ul style="list-style-type: none"> 県で復旧予定 ※小木直江津航路は、冬季運休中。3月29日から運航再開予定
直江津港内の漁港区	<ul style="list-style-type: none"> 漁協事務所破損 	<ul style="list-style-type: none"> 破損のまま利用 漁協で修繕予定
	<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設等破損 	<ul style="list-style-type: none"> 破損のまま利用 県で復旧予定

10 社会福祉施設（安塚区内）

場所	発災時の主な被害状況	現在の状況
<u>あいれふ安塚</u>	<ul style="list-style-type: none"> 壁亀裂等 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 施設運営に支障がないため、経過観察

11 その他施設・非住家（安塚区内）

場所	発災時の主な被害状況	現在の状況
<u>旧安塚ふれあいセンター</u>	<ul style="list-style-type: none"> 窓ガラス1枚破損 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 応急処置済み
<u>農山村開発総合センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> 天井ガラス破損 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 対応中
<u>旧雪のまちみらい館</u>	<ul style="list-style-type: none"> 正面玄関扉の不良 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 対応中
<u>旧手しごと館</u>	<ul style="list-style-type: none"> 建物裏側のサッシ変形 羽目板金具落下 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 応急処置済み
<u>旧榎マルエークロス安塚工場</u>	<ul style="list-style-type: none"> 窓サッシの歪み 壁亀裂 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 応急処置済み

場所	発災時の主な被害状況	現在の状況
細野地区集落開発センター	<ul style="list-style-type: none"> 増築部基礎一部沈下 事務室天井一部破損 壁亀裂 	<ul style="list-style-type: none"> 点検済み 対応中

【生活支援の取組状況】（1月21日（日）17時現在）

区 分		当日実績数	累計数	支援体制等
被害家屋 調査	住家 (件)	19	833	<ul style="list-style-type: none"> 調査開始日：1月3日 調査体制 最大：7班、17名
	住家 以外 (件)	0	42	
被災建築物 応急危険度判定（件）		0	120	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：1月2日～10日 調査体制：1月10日をもって終了 最大：4班、8名 判定結果の内訳 赤（危険）：37 黄（要注意）：36 緑（調査済）：47 被災建築物に関する相談を実施
被災宅地危険度判定（件）		0	2	<ul style="list-style-type: none"> 調査日：1月2日 調査体制 1組、3名 判定結果の内訳 赤（危険）：1 黄（要注意）：1 被災宅地に関する相談を実施
罹災証明書の発行（件）		18	518	<ul style="list-style-type: none"> 発行開始日：1月4日 窓口体制 木田庁舎及び各総合事務所
仮置場への災害ごみの搬入（台） （クリーンセンター入口付近）		0	538	<ul style="list-style-type: none"> 支援開始日：1月5日 支援（搬入）期間 令和6年3月30日まで

ブルーシートの配布	(件)	0	150	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援開始日：1月5日 ・ 支援体制 営繕室窓口にて配布 被害家屋調査時に配布 応急危険度判定時に配布 被災建築物相談時に配布 ※1月10日までは上越市総合体育館で配布
	(枚)	0	489	

※ 生活支援の取組については、休日も実施

【市の支援制度】(1月22日(月)時点)

別紙のとおり

令和6年能登半島地震で被災されたみなさまへお知らせ

令和6年1月19日更新

令和6年能登半島地震で被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。市では皆さまの一日も早い生活の再建を支援するため、各種支援制度を行っています。

地震に関する各種相談も承っておりますので、市役所または最寄りの区総合事務所などへお問い合わせください。



市ホームページ

令和6年1月19日更新部分については、網掛けとしています。

調査・証明

住宅や宅地が被害を受けた	→	家屋の被害調査等	2ページへ
支援などの申込みのため 証明書を発行してほしい	→	罹災（りさい）証明書の発行	2ページへ

住宅の確保・再建のための支援

応急的に住宅を修理したい	→	ブルーシート等の支給、住宅応急修理制度	2ページへ
住む場所が確保できない	→	市営住宅への入居	3ページへ
生活を再建等したい	→	生活必需品の支給等、被災者生活再建支援事業 被災浄化槽の復旧に関する助成制度	3ページへ
私道を修繕したい	→	私道の応急復旧工事、私道整備事業の受付	3ページへ

更新

更新

公共料金等の支援

税金や保険料、公共料金等の 支援を受けたい	→	各種税、放課後児童クラブ利用料、奨学金、 保育料等の特例措置	3ページへ
		ガス・水道・下水道料金その他	6ページへ

児童・生徒への支援

就学のために必要な支援を 受けたい	→	教科書等の学用品の支給、就学援助制度による 学用品費、給食費等の援助	7ページへ
----------------------	---	---------------------------------------	-------

更新

中小企業・農林水産業者への支援、雇用対策

商工関係、農林水産業に ついて相談したい	→	中小企業向け支援制度・融資関連等 農林水産業者等の経営継続の支援	7ページへ
-------------------------	---	-------------------------------------	-------

生活面の支援

屋根瓦や災害ごみを処分 したい	→	災害によって発生した家庭ごみの 処理方法、処理費用の減免	9ページへ
--------------------	---	---------------------------------	-------

ご相談ください

ボランティア、こころと体 について相談したい	→	災害ボランティア派遣、 こころと体の相談について	11ページへ
---------------------------	---	-----------------------------	--------

調査・証明

■ 家屋の被害調査 【市担当課：税務課（電話 025-520-5652（直）、025-526-5111（代））】

地震による住宅等の被害状況を把握する調査であり、この調査に基づき「全壊」「半壊」などの被害を記載した「罹災証明書」を必要な方に発行します。

- ① 罹災証明書が必要で被害を受けた住宅等の調査が実施されていない場合は、税務課または各総合事務所（市民生活・福祉グループ）へご連絡ください。
- ② 調査前に建物の撤去・修繕を行いたい場合は、被害状況の写真、工事の見積書及び領収書等を保管しておいてください。※状況が落ちついた後、相談をいただければ、期限を設けず罹災証明書を発行します。

■ 罹災（りさい）証明書の発行 【市担当課：税務課（電話 025-520-5649（直）、025-526-5111（代））】

《今回の地震では、保険金等の請求には、原則として罹災証明書は必要ありません》

市で住家の被害調査を行った建物については、建物所有者または当該建物にお住まいの方に、必要な場合は罹災証明書を発行します。被害の程度によっては市などの各種支援制度の申込み手続きに必要となる場合があります。

罹災証明書は調査後、10日程度で、税務課または各総合事務所（市民生活・福祉グループ）で発行します。南北出張所では発行できません。

■ 建築物・宅地に関する相談

地震により被災した建築物や宅地について、不安な点がございましたらご相談ください。

【市担当課：建築物 建築住宅課（電話 025-520-5783（直）、025-526-5111（代））】

宅地 都市整備課（電話 025-520-5763（直）、025-526-5111（代））】

住宅の確保・再建のための支援

■ 住宅の被害の拡大を防止するためのブルーシート等の支給

【市担当課：建築住宅課営繕室（電話 025-520-5788（直）、025-526-5111（代））】

地震により居住する住宅の屋根や壁に被害を受けた方で、屋根等の雨漏りの緊急修理が必要な方に、ブルーシートを現物支給します。

また、準半壊以上の被害を受けた方で緊急修理をまだしていない場合は、展張費の一部（上限5万円）を修理業者に支給します。（ただし、1月31日までに工事が完了するもの）

- 申込場所 建築住宅課営繕室
- 支給期間 1月31日（水）まで（土、日の支給を希望される場合は、平日に連絡願います）

■ 住宅応急修理制度 【市担当課：建築住宅課（電話 025-520-5786（直）、025-526-5111（代））】

居住する住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する場合、市独自の支援を上乗せし、準半壊が94万3千円、半壊以上が170万6千円などを上限に市が業者に修理を委託する制度です。

■ 市営住宅への入居 【市担当課：建築住宅課（電話 025-520-5785（直）、025-526-5111（代））】

地震により自宅が一定の被害にあわれた方で、住宅の使用に不安を感じている方に対し、市営住宅への入居について相談を実施しています。

■ 生活必需品の支給等 【市担当課：危機管理課（電話 025-520-5665（直）、025-526-5111（代））】

居住する住宅が半壊以上（床上浸水含む）の被害を受けた方で、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に生活必需品を支給または貸与します。

■ 被災者生活再建支援事業 【市担当課：危機管理課（電話 025-520-5665（直）、025-526-5111（代））】

居住する住宅が半壊以上（床上浸水含む）の被害を受けた方に対し、住宅の再建方法等に応じて被災者生活再建支援金を支給します。

支給額については、それぞれ最大で全壊が 400 万円、大規模半壊が 300 万円、中規模半壊が 150 万円、半壊が 50 万円、床上浸水が 30 万円です。

更新

■ 被災浄化槽の復旧に関する助成制度

【市担当課：生活排水対策課（電話 025-520-5794（直）、025-526-5111（代））】

居住する住宅の合併処理浄化槽が被害を受けた方で、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置、故障した浄化槽の更新及び既設の浄化槽の改築（※）を行う場合に補助金を交付します。対象地区は、公共下水道の事業計画区域以外及び農業集落排水が実施されている区域以外となります。

なお、補助金額は、工事内容により異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

※「改築」には、機材の交換を含みます。（例：ブロワの更新を含めた機材交換など）

更新

■ 私道の応急復旧工事、私道整備事業の受付

【市担当課：道路課（電話 025-520-5771（直）、025-526-5111（代））】

不特定多数の人が利用する両端が公道に接続する 2.5m 以上の私道等（上越市私道整備事業補助金交付要綱に該当するもの）が被害を受けた方で、損壊が大きく、通行が困難な路線について、市が応急復旧工事を実施します。

また、軽微な被害や本復旧工事については、令和 6 年度に私道整備事業補助金を活用して修繕を行えるよう 1 月 22 日から 2 月 29 日までの期間に受付を行います。

詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

公共料金等の支援

■ 税の特例措置

地震により財産に被害を受けた方々に対し、市税（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税）の特例措置として「徴収猶予」「減免」の制度を設けています。

(1) 「徴収猶予」制度 【市担当課：収納課（電話 025-520-5655（直）、025-526-5111（代））】

徴収の猶予は、地震により財産に被害を受け、納期限内に市税を納めることが困難な方に対し、申請によって納付を最大 1 年間猶予する制度です。減額や免除ではありません。

(2) 「減免」制度

【市担当課：税務課（電話 025-520-5652（直）、025-520-5650（直）、025-526-5111（代））、
国保年金課（電話 025-520-5714（直）、025-526-5111（代））】

固定資産税及び市・県民税は、被害の程度によりそれぞれ一定の割合で減免します。

国民健康保険税は、居住する住宅の被害の程度により、所得等の状況に応じて一定の割合で減免します。

■ 保育料等の減免制度

【市担当課：幼児保育課（電話 025-520-5719（直）、025-520-5720（直）、025-526-5111（代））】

保育料、公立保育園の給食費及び通園バス運行分担金について、園児のいる世帯が居住する家屋が全壊の場合は全額減免、半壊の場合は50%減免となります。

■ 放課後児童クラブ利用料の減免制度

【市担当課：学校教育課（電話 025-545-9271（直）、025-526-5111（代））】

放課後児童クラブの利用料について、利用者のいる世帯が居住する家屋が全壊の場合は全額、半壊の場合は50%を減免します。

また、家屋等に損害を受け、その復旧のために一時的な利用を申請される場合は、利用料の30%を減免します。

■ 上越市の奨学金制度の返還猶予

【市担当課：教育総務課（電話 025-545-9262（直）、025-526-5111（代））、
学校教育課（電話 025-545-9244（直）、025-526-5111（代））、
多文化共生課（電話 025-520-5674（直）、025-526-5111（代））】

上越学生寮奨学金、上越市奨学金または上越市定住促進奨学金について、災害等により、奨学金の返還が困難となった場合に、奨学金の返還を猶予します。

■ 後期高齢者医療保険料の減免制度等

【市担当課：国保年金課（電話 025-520-5717（直）、025-526-5111（代））】

後期高齢者医療保険料の「減免等」が受けられます。

(1) 後期高齢者医療保険料の納期限延長

75歳以上の方または世帯の主たる生計維持者で、居住する住宅が中規模半壊以上の被害を受け、納期限までに納めることが困難な場合は、世帯の所得状況に応じて6か月以内に限り徴収を猶予することができます。

(2) 後期高齢者医療保険料の減免

75歳以上の方または世帯の主たる生計維持者で、居住する住宅が中規模半壊以上の被害を受けた場合に、世帯の所得状況等に応じて一定の割合で減免します。

■ 医療費の一部負担金減免制度

【市担当課：国保年金課（電話 025-520-5715（直）、025-520-5717（直）、025-526-5111（代））】

国民健康保険被保険者または後期高齢者医療被保険者のうち、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合に、医療費の一部負担金の「減免」が受けられます。減免を受ける際はご相談ください。

■ 国民年金保険料 【お問合せ：上越年金事務所 国民年金課（電話 025-524-4112）】

国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づき災害時の保険料が免除されます。詳しくは、上越年金事務所へお問合せください。

■ 介護保険の減免制度等 【市担当課：高齢者支援課（電話 025-520-5706（直）、025-526-5111（代））】

介護保険料や介護保険サービス利用料金の「減免等」が受けられます。

(1) 介護保険料の納期限延長

65歳以上の方（第1号被保険者）または世帯の主たる生計維持者で、地震により著しい被害を受け納期限までに介護保険料を納めることが困難な場合は、6か月以内に限り徴収を猶予することができます。

(2) 介護保険料の減免

65歳以上の方（第1号被保険者）または世帯の主たる生計維持者で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、介護保険料が所得等の状況に応じて一定の割合で減免されます。

(3) 介護保険サービス利用者負担金の減免

介護保険サービスを利用する要介護（要支援）の方で、居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、介護保険サービス利用者負担金が所得等の状況に応じて一定の割合で減免されます。

■ 災害援護資金貸付金 【市担当課：福祉課（電話 025-520-5693（直）、025-526-5111（代））】

世帯主が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯に、生活の再建に必要な資金を貸付します。

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

【お問合せ：上越地域振興局 健康福祉環境部 総務福祉課（電話 025-524-6149）】

ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図ることを目的に、用途に応じて資金の貸付けを実施しています。

■ 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）

【お問合せ：上越市社会福祉協議会（電話番号は以下を参照）】

市内に住所を有し、当座の生活費を必要とする被災世帯（所得等要件なし）に対し、緊急小口資金を貸付します。

詳しくは、上越市社会福祉協議会本所または支所へお問合せください。

市社会福祉協議会の問合せ先

本所・上越支所	025-526-1515	頸城支所	025-530-4361
安塚支所	025-592-3002	吉川支所	025-548-3454
浦川原支所	025-599-3878	中郷支所	0255-81-6033
大島支所	025-594-7107	板倉支所	0255-78-2220
牧支所	025-533-5700	清里支所	025-528-3000
柿崎支所	025-536-6718	三和支所	025-529-2231
大潟支所	025-534-2410	名立支所	025-537-2566

■ 障害福祉サービス等の減免制度

【市担当課：福祉課（電話 025-520-5695（直）、025-526-5111（代））】

障害福祉サービスや自立支援医療、補装具費等の利用者負担の「減免」が受けられます。

■ ガス・水道・下水道料金の減免等

【市担当課：ガス水道局総務課（電話 025-522-5518（直）、025-526-5111（代））】

都市ガス及び水道をお使いで被災された方は、申し出によりガス・水道・下水道料金の減免等を受けることができます。

区分	特別措置の内容	申請期限
ガス	① ガス料金の早収期間及び支払期限の延長 ② 使用されなかった月のガス基本料金の免除 ③ 臨時のガス工事費の免除	令和6年2月29日
水道 下水道	① 避難等により漏水の発見が困難な場合の水道・下水道料金の減免 ② 水道・下水道料金の支払期限の延長	令和6年5月31日

■ その他の公共料金

(1) ㈱NTT東日本 【お問合せ：新潟支店（電話 0120-002-992）】

被災された方の支払期限の延長や避難されるなど実態的に電話が全く利用できなかった方について、申し出に応じて基本料金等の減免があります。

(2) NHK（日本放送協会） 【お問合せ：新潟支店（電話 025-230-1651）】

被災された方のうち、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、放送受信料の免除制度があります。

(3) 東北電力㈱ 【お問合せ：コールセンター（電話 0120-066-774）】

被災された方の電気料金の支払期限等の延長や、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合の電気料金の免除などの特別措置があります。

児童・生徒への支援

■ 教科書等の学用品の支給（現物支給）

【市担当課：学校教育課（電話 025-545-9244（直）、025-526-5111（代））】

住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学校で使用中の教科書や教材などの学用品を失った小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒を対象に、学用品を支給します。

更新

■ 就学援助制度による学用品費、給食費等の援助

【市担当課：学校教育課（電話 025-545-9244（直）、025-526-5111（代））】

経済的な理由によって就学が困難な小学校児童・中学校生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費等の一部を援助します。

中小企業・農林水産業者への支援、雇用対策

■ 中小企業向け支援制度 【市担当課：産業政策課（電話 025-520-5729（直）、025-526-5111（代））】

(1) 上越市経営改善支援資金

最近3か月間の月平均売上高が過去2か年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している中小企業者に、運転資金の融資を行っています。また、同制度を利用した場合、信用保証料の一部を市が補助します。（利用する信用保証の種類によって、信用保証料の補給対象外となることがあります。）

(2) 融資実行済みの上越市制度資金の借換え及び元金返済猶予

当面の資金繰りを支援するため、過去に融資を受けた上越市制度資金について、借換え及び元金返済猶予の取扱いを行い、返済負担の軽減を図ります。

(3) 新潟県制度融資を利用時における信用保証料・借入利子への補助

新潟県セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）・新潟県短期事業資金をご利用の場合、信用保証料・借入利子の一部を市が補助します。

■ 中小企業向け支援制度

(1) 新潟県の融資制度 【お問合せ：新潟県地域産業振興課（電話 025-280-5240）】

① 新潟県セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）

自然災害により被害を受けた中小企業者に、運転資金及び設備資金の融資を行っています。

② 短期事業資金

一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者へ運転資金の融資を行っています。

(2) 日本政策金融公庫（災害復旧貸付）、商工組合中央金庫（災害復旧資金）の融資制度

【お問合せ：災害復旧貸付…日本政策金融公庫 高田支店（電話 0570-020527）
災害復旧資金…商工組合中央金庫 長岡支店（電話 0258-35-2121）】

災害により被害を受けた中小企業者に、災害復旧のための設備資金及び長期運転資金の融資を行っています。

(3) 相談窓口の設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会、上越商工会議所、商工会に相談窓口を設置しています。

■ 信用保証制度 【お問合せ：中小企業庁金融課（電話 03-3501-1511）】

(1) セーフティネット保証4号（通常の災害時の保証）

中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れる際に、通常の信用保証とは別枠で、経営安定資金について100%の保証が受けられる「セーフティネット保証4号」が適用されます。

(2) 災害関係保証（激甚災害指定時の措置）

通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とは別枠で、事業再建資金について100%の保証が受けられる「災害関係保証」が適用されます。

■ 農林水産業向け支援制度

(1) 上越市農林水産業振興資金

【市担当課：農村振興課（電話 025-520-5752（直）、025-526-5111（代））】

農林水産業を営む皆さんの経営維持や向上のため、設備投資等に必要な資金を低金利で融通する制度です。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

【お問合せ：日本政策金融公庫 新潟支店 農林水産事業（電話 025-240-8511）】

自然災害や社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農業者等が、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金です。

(3) 農林漁業施設資金

【お問合せ：日本政策金融公庫 新潟支店 農林水産事業（電話 025-240-8511）】

災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金です。

(4) 相談窓口の設置

日本政策金融公庫、東日本信用漁業協同組合連合会、えちご上越農業協同組合に相談窓口を設置しています。

■ 農林水産業者等の経営継続を支援するための相談窓口（新潟県）

【お問合せ：農業関係…上越地域振興局 農林振興部（農業普及指導センター）（電話 025-526-9402）

林業関係…上越地域振興局 農林振興部林業振興課（電話 025-526-9464）

水産業関係…新潟県農林水産部 水産課（電話 025-280-5311）】

農林水産物等被害についての相談全般、経営再建に向けた経営・栽培管理に関する相談をお受けします。

○開設時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

■ 緊急雇用対策等 【お問合せ：ハローワーク上越（電話 025-523-6121）】

(1) ハローワークへ来所できない方々の失業の認定日の取扱い

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などにより失業の認定日を変更することができます。

(2) 災害時における雇用保険の特例措置

災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合は、雇用保険の特例措置を受けることができます。

(3) 特別労働相談窓口

被災した事業所における労働者の雇用維持、事業所の労働者に対する雇用保険の支給、離職した労働者に対する職業紹介など、震災に関連した相談を総合的に受け付けます。

(4) 雇用調整助成金の特例

令和 6 年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を講じます。

生活面の支援

令和 6 年 1 月 17 日更新

- ・ 排出期間を、令和 6 年 2 月 5 日（月）から、令和 6 年 3 月 30 日（土）まで延長します。
- ・ 減免期間を、令和 6 年 2 月 5 日（月）から、令和 6 年 3 月 30 日（土）まで延長します。

※令和 6 年 2 月 6 日（火）以降の持ち込みは予約制となります。

（詳しい予約方法は後日、お知らせします。）

■ 家庭から出た災害ごみの出し方 【市担当課：生活環境課（電話 025-526-5111（代））】

(1) 通常どおり集積所に出す場合

各世帯に配布してある「家庭ごみの分け方出し方ガイド」を確認し、災害ごみについても、市の指定袋や指定シールを使用して、ごみ集積所に出すことができます。

(2) 自身で処理施設に持ち込むことができる場合

災害ごみを自身で持ち込む場合は、各所へ事前に電話で連絡をした上で持ち込んでください。

○燃やせるごみは、生活環境課（電話 025-526-5111（代））へ事前に電話で連絡の上、クリーンセンターまで、直接持ち込んでください。

※営業時間：8:30～11:30、13:00～16:30

○燃やせないごみは、次の中間処理事業者が取り扱っていますので事前に電話で連絡の上、各社まで、直接持ち込んでください。

[中間処理事業者]

・上越マテリアル株式会社（電話：025-539-1008）

・飛田テック株式会社（電話：025-524-2535）

・株式会社WastecENERGY（電話：025-544-9282）

※土曜日や日曜日は休業となることがありますので、営業日、営業時間は、各社にお問い合わせください。

○燃やせないごみのうち、瓦やブロック塀など、中間処理事業で処理できないものは、生活環境課（電話 025-526-5111（代））へ事前に電話で連絡の上、クリーンセンター入口付近の仮置場まで、直接持ち込んでください。

※開場時間：8:30～11:30、13:00～16:30

(3) 自身で処理施設に持ち込むことができない場合

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。

※運搬費は、自己負担となります。

(4) 排出期間

令和6年3月30日（土）まで

※2月5日（月）までの日曜日の持ち込みについて

災害ごみの仮置場のスペースに限りがあります。可能な限り月曜日から土曜日の持ち込みにご協力ください。日曜日の持ち込みを希望される場合は、生活環境課（電話：025-526-5111（代））までご連絡ください。

■ 家庭から出た災害ごみの処分費用の減免 【市担当課：生活環境課（電話 025-526-5111（代））】

対象は、災害により発生した家庭ごみで、クリーンセンター、仮置場（クリーンセンター入口付近）又は中間処理事業へ直接持ち込む場合や、自身で運ぶことができず、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼する場合に限りです。

(1) 減免期間

令和6年1月5日（金）から令和6年3月30日（土）まで

(2) 減免対象

・燃やせるごみ：壊れた家具、畳など

・燃やせないごみ：壊れた食器類、家具（取り外せないガラスや金具が付いたもの）、石塀（コンクリートがら）、瓦、外壁 など

※日常生活で発生したごみは対象になりません。

(3) 減免対象外

- ・解体や収集運搬にかかる費用
- ・分別していないごみ
- ・農機具、車両関係
- ・災害ごみとは無関係な産業廃棄物、便乗ごみ など

(4) 減免要件

○「災害ごみ確認票」の発行を受ける

- ・燃やせるごみをクリーンセンターに直接持ち込む場合または燃やせないごみを中間処理業者に直接持ち込む場合に、それぞれ**事前に電話で連絡**してください。
- ・持込み先で、災害ごみであることを確認します。
- ・災害ごみであることを確認後、氏名、住所（免許証等で上越市民であることを確認）、現場写真、ごみの内容物の確認を行い、所定の様式に記入いただくことで、「災害ごみ確認票」を発行します。
- ・罹災証明書がなくても減免は受けられます。罹災証明書をお持ちの方は持込み先で罹災証明書をご提示いただければ、現場写真と災害ごみの確認が省略されます。

ご相談ください

■ ころと体の相談

【市担当課：健康づくり推進課（電話 025-520-5841（直）、025-526-5111（代））、すこやかにくらし包括支援センター（電話 025-526-5623（直）、025-526-5111（代））、各総合事務所 電話 総合事務所問合せ先を参照】

ころと体の健康に不安を抱えている方は、お気軽にご相談ください。

また、新潟県精神保健福祉センターでは、災害などの被害に遭われた方や支援に携わる方向けのころのケアに関する情報を掲載しています。

URL・・・<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seishin/2022ngt-mhc-saigai.html>



新潟県精神保健福祉
センター二次元コード

■ 上越市内災害ボランティア派遣 【お問合せ：上越市社会福祉協議会（電話 025-526-1515）】

被災による自宅の片付け等が必要な場合、ボランティアの派遣を行っています。

■安全メールやSNSによる情報発信

○最新の情報は安全メールやSNSで配信しています。

○安全メールは以下の（安全メール登録用）からアクセスし、空メールを送信してください。

※安全メールと市公式LINEは、欲しい情報のカテゴリを登録すると、希望する情報のみを受け取ることができます。



(安全メール紹介)



(安全メール登録用)



(市公式LINE)



(市公式X)

市の問合せ先

上越市役所	025-526-5111	頸城区総合事務所	025-530-2311
安塚区総合事務所	025-592-2003	吉川区総合事務所	025-548-2311
浦川原区総合事務所	025-599-2301	中郷区総合事務所	0255-74-2411
大島区総合事務所	025-594-3101	板倉区総合事務所	0255-78-2141
牧区総合事務所	025-533-5141	清里区総合事務所	025-528-3111
柿崎区総合事務所	025-536-2211	三和区総合事務所	025-532-2323
大潟区総合事務所	025-534-2111	名立区総合事務所	025-537-2121

安塚区地域協議会活動報告会・委員公募説明会 次第

日時：令和6年2月14日（水）午後6時から

会場：安塚コミュニティプラザ ホール

- 1 開 会

- 2 地域協議会活動報告について 資料No. ○

- 3 地域協議会委員公募案内について 資料No. ○

- 4 地域独自の予算について 資料No. ○
 - (1) 令和5年度における地域独自の予算を活用した事業の事例発表について
 - (2) 地域独自の予算の概要について

- 5 その他

- 6 閉 会